

## 一般事業主行動計画

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のような行動計画を策定する。

1.計画期間 2024年7月1日～2026年6月30日

### 2.内容

- 目標1 : 毎週水曜日をノー残業デーとし、時間外労働の削減によるワークライフバランスの向上を図る
  
- 目標2 : 勤務間インターバルとして終業から始業までの休息時間を11時間以上確保し、従業員の生活時間や睡眠時間の確保およびワークライフバランスの向上を図る
  
- 目標3 : 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知を徹底し、制度利用の促進を図る